

平成18年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社リヒトラブ 代表者名 代表取締役社長田 中 経 久 (コード番号 7975 大証・名証第2部) 問合せ先責任者 取締役経理部長大内高明 (TEL.06-6946-2525)

(訂正)定款の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成18年4月14日に開示しました「定款の一部変更に関するお知らせ」の変更案を一部修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

(下線部分は変更部分)

	\ <u></u>
前 回 変 更 案	変 更 案
(単元未満株式の買増請求)	(単元未満株式の買増請求)
第10条 当会社の単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を</u>	第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元
含む。以下同じ。) は、その単元未満株式の数と併せ	未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式
て単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社	を売渡すことを当会社に対して請求(以下「買増請
に対して請求(以下「買増請求」という。)することが	求」という。) することができる。 ただし、 当会社が
できる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式	売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限
を有しないときは、この限りではない。	りではない。
2 (条文省略)	2 (同左)
(招集地)	(招集地)
第14条 当会社の株主総会は、大阪市内で開催する。	第14条 当会社の株主総会は、大阪市で開催する。
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取	第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取
締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき	締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急
は、この期間を短縮することができる。	の必要があるときは、この期間を短縮することがで
2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを	きる。
経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役 <u>および監査役の</u> 全員の同意があるときは、
	招集の手続きを経ないで取締役会を開催すること
	ができる。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定め	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定
るもののほか、取締役会において定める取締役会規則	めるもののほか、取締役会において定める取締役会
による。	規則による。

(報酬等)	(報酬等)
第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として	第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として
当会社から受ける財産上の利益(以下、 <u>「報酬等とい</u>	当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」と
<u>う。」</u>)は、株主総会の決議をもって定める。	<u>いう。</u>)は、株主総会の決議をもって定める。
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第33条 (条文省略)	第33条 (同左)
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを	2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを
経ないで監査役会を開催できる。	経ないで監査役会を開催 <u>することが</u> できる。
(監査役会規則)	(監査役会規則)
第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定め	第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定
るもののほか、監査役会において定める監査役会規	めるもののほか、監査役会において定める監査役会
則による。	規則による。
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
第37条 (条文省略)	第37条 (同左)
2 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載	2 当会社は、毎年2月末日または8月31日の最終
または記録された株主または登録株式質権者に対し	の株主名簿に記載または記録された株主または登録
て金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)	株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下
を行う。	「配当金」という。) を行う。
3 当会社は、会社法第459条第1項に掲げる事項	3 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる
を株主総会の決議によっては定めない。	事項を株主総会の決議によっては定めない。
(中間配当)	(条文変更の上、変更案第37条第2項へ移設)
第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月3	
1日の最終の株主名簿に記載または記録された株主	
または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5	
項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)	
<u>をすることができる。</u>	
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第39条 配当金(中間配当金を含む。)が、支払開始の日か	第38条 配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても
ら満5年を経過しても受領されないときは、当会社	受領されないときは、当会社はその支払の義務を免
はその支払の義務を免れる。	れる。
2 (条文省略)	2 (同左)

以上